

城陽市社会教育関係団体登録申請要領

1 城陽市社会教育関係団体の登録制度

(1) 登録制度の目的

この登録は、文化・芸術・スポーツ等の社会教育活動を通して、教養の向上や、技術の習得、自己実現を図り、また、その活動を通して地域における生活文化が振興し、交流がすすむよう社会教育活動を行う団体を支援することを目的としています。

◆社会教育関係団体に登録されると・・・

- ・団体の活動内容や連絡先などの情報は、サークルを探している市民の方に提供します。
- ・認定された団体には、スポーツ施設やコミュニティセンターの使用料の減免制度があります。

(2) 社会教育関係団体とは

①法人であると否とを問わず、② 公の支配に属しない団体で、③ 社会教育に関する事業（社会教育活動）を行うことを主たる目的とするものを指します（社会教育法 第10条）。学習・文化・スポーツ等の活動を行おうとする人たちが自発的に組織をつくり、目的・活動内容・運営組織・役員・予算・会費等を会員同士で話し合っ活動を進めていく団体です。

◆社会教育活動とは・・・

技術の習得や教養を高めたり、生活を充足させたり、地域をよくするために行われる学習・文化・スポーツ等の活動のことです。

◆このような団体は社会教育関係団体ではありません

- ・会員相互の親睦交流のみを目的とする団体
- ・塾や文化教室などのように講師が中心となって月謝をとって活動するような団体
- ・障がい者福祉や高齢者福祉など、社会福祉活動のみを行う団体は社会福祉団体です。

社会教育関係団体	[例]	塾・文化教室 等
会計担当者が管理し、収支内容は監査を受け全員に公開する	会費	個人が直接、講師等に月謝を支払い、収支内容は通常公開しない
会員の総意で民主的に運営	運営方法	講師等が自ら運営

2 登録の要件

- (1) 学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（スポーツ・レクリエーションの活動を含む）を行うことを主たる目的としていること。
- (2) 構成員は5人以上からなり、その内、市内在住・在勤・在学者が3分の2以上を占めている団体であること。また、活動の主体となるものが未成年の団体については、責任能力のある成人を責任者として団体名簿に明記すること。
- (3) 営利活動や宗教活動をしない団体であること。
- (4) 公の支配に属さない団体であること。
- (5) 特定の政党その他の政治団体の利害に関する事業を行わない団体であること。
- (6) 公の選挙に関し特定の候補者を支持し、またはこれに反対する等の政治活動をしない団体であること。

3 登録申請方法

(1) 必要な書類

- ①平成 30 年度社会教育関係団体登録申請書（様式 1）
 - ②会員名簿
 - ③会則（団体の規約）… 各団体で作成したもの。
 - ④郵便ハガキ 1 枚（ハガキの宛名面に団体の代表者の住所、氏名を記入のこと）
 - ⑤施設利用券（施設利用券は申請書記載の番号を照合するだけで、その場で返却します）
- ※消せるボールペンでの申請はできません。

◆会則について

団体の活動目的・活動内容・決まり・会計などが、明記されているかを審査の際に書面にて判断します。「名称」「目的」「活動内容」「役員」「会員要件」「会費」「遵守事項」「制定された日」その他団体として必要となる事項が記載された会則であること、会員の総意の上、現状に即した会則を作成し提出してください。

(2) 受付期間及び受付場所

・受付期間

平成 30 年 4 月 3 日（火）午前 9 時 ～ 4 月 17 日（火）午後 5 時（土、日曜日除く）

※郵送での申請は、受け付けません。

・受付場所

城陽市教育委員会 文化・スポーツ推進課

（城陽市寺田東ノ口 16 番地、17 番地 城陽市役所 西庁舎 3 階）

※平成 29 年 10 月より城陽市役所西庁舎に移転しました。

4 その他

(1) 認定・認定取り消しについて

- ・審査の結果を団体にはハガキで通知します。
- ・登録の要件に違反のある場合は認定を取り消します。

(2) 登録内容に変更があった場合

- ・申請内容に変更が生じた場合は、変更届（様式 2）により速やかに届け出てください。

※ただし、施設予約管理システム上の変更のみ可能であり、社会教育関係団体名簿に掲載している内容は変更できません。

(3) 問合せ先

城陽市教育委員会 文化・スポーツ推進課

生涯学習係 TEL 5 6 - 4 0 4 7

スポーツ推進係 TEL 5 6 - 4 0 4 8